

加古川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

令和3年3月23日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、加古川市介護人材育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第4条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第5条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	法人自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、もって介護人材の定着とサービスの質の向上を図ることを目的とする。
補助金等の範囲	対象とする者	市内で地域密着型サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する事業をいう。）及び地域密着型介護予防サービス事業（法第8条の2第12項に規定する事業をいう。）を営む法人。
	対象となる経費	<p>補助対象経費は、次の（1）から（3）までの要件を満たす費用とする。</p> <p>（1） 従業者〔*1〕が補助金の交付申請年度内に修了する実務者研修〔*2〕の受講に際し、当該研修を主催する者に支払うべき受講料のうち4分の3以上について、補助申請者が当該年度において現に負担していること。</p> <p>（2） 補助申請者が研修機関に直接支払った受講料若しくは従業者が負担した受講料に対して当該従業者に支払った支給金（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。）であること。</p> <p>（3） 他の法律又は予算制度に基づく国、県若しくは市の負担金若しくは補助を重複して受けていないこと。</p> <p>〔*1〕 … 従業者とは、交付申請時において補助申請者に雇用されており、当該事業者が運営する市内の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所に勤務する者をいう。雇用形態は、常勤・非常勤職員を問わない。</p> <p>〔*2〕 … 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修をいう。</p>
補助金の額	補助基本額の算出方法	<p>（1） 補助基本額は、次の①又は②のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>① 従業者が実務者研修を受講するために必要な受講料のうち、補助申請者が負担した費用から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>② 実務者研修を受講した従業者数に150,000円を乗じて得た額</p> <p>（2） 補助金の額は、（1）により算出した補助基本額に2/3を乗じて得た額（千円未満切捨）とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添付資料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	